

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>法人住民税</p> <p style="margin-left: 20px;">└─┬─</p> <p style="margin-left: 40px;">均等割</p> <p style="margin-left: 40px;">法人税割</p> </div> <div> <p>資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。</p> <p>[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>法人税額に応じた負担を求める。</p> <p>[税率] 道府県民税 : 法人税額の1.0% 市町村民税 : 法人税額の6.0%</p> </div> </div> <p>法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) { 所得割(税率:1.0%) ※年800万円超の所得 外形標準課税(付加価値割:1.2%、資本割:0.5%) } ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (所得割(税率:7.0%) ※年800万円超の所得) ○ <u>電気供給業(送配電事業)・ガス供給業(導管事業)・保険業</u> (収入割(税率:1.3%)) ○ <u>電気供給業(発電及び小売電気事業者)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) { 収入割(税率:1.05%) 外形標準課税(付加価値割:0.37%、資本割:0.15%) } ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (収入割(税率:1.05%) 所得割(税率:1.85%)) ○ <u>ガス供給業(特定ガス供給業)</u> (収入割(税率:0.78%) 外形標準課税(付加価値割:0.77%、資本割:0.32%)) <p>特別法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) (基準法人所得割額 × 260.0%) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 37.0%) ○ <u>電気供給業(送配電事業)・ガス供給業()・保険業を営む法人</u> (基準法人収入割額 × 30.0%) ○ <u>電気供給業(発電及び小売事業者)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) (基準法人収入割額 × 40.0%) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 40.0%) ○ <u>ガス供給業(特定ガス供給業)</u> (基準法人収入割額 × 62.5%) <p>・特例措置の内容</p> <p>○地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等</p> </div>		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）</p> <p>（1）歳入改革 ② 税制の構造改革（改革の基本方針）</p> <p>i) 成長志向の法人税改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。 <p>○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄）</p> <p>1. 法人税改革の趣旨（略）</p> <p>国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者に負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>（8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）</p> <p>② 改革の方向性（略）</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	継続要望